

平成 30 年度申請 〈平成 31 年度事業〉

---

## 共同募金配分 〈地域配分〉 申請の手引き

---

(運営費配分 編)



社会福祉法人群馬県共同募金会 安中市支会

〒379-0116 安中市安中 3-19-27

安中市社会福祉協議会内

TEL 027-382-8397/FAX 027-382-8396

### 〈ご案内〉

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区別されます。

この手引きは、共同募金会安中市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596/FAX:027-255-6214

## 平成 30 年度共同募金〈地域配分〉申請の手引き（運営費配分 編）

平成 30 年度共同募金は、平成 31 年度に実施する事業に対して配分しています。

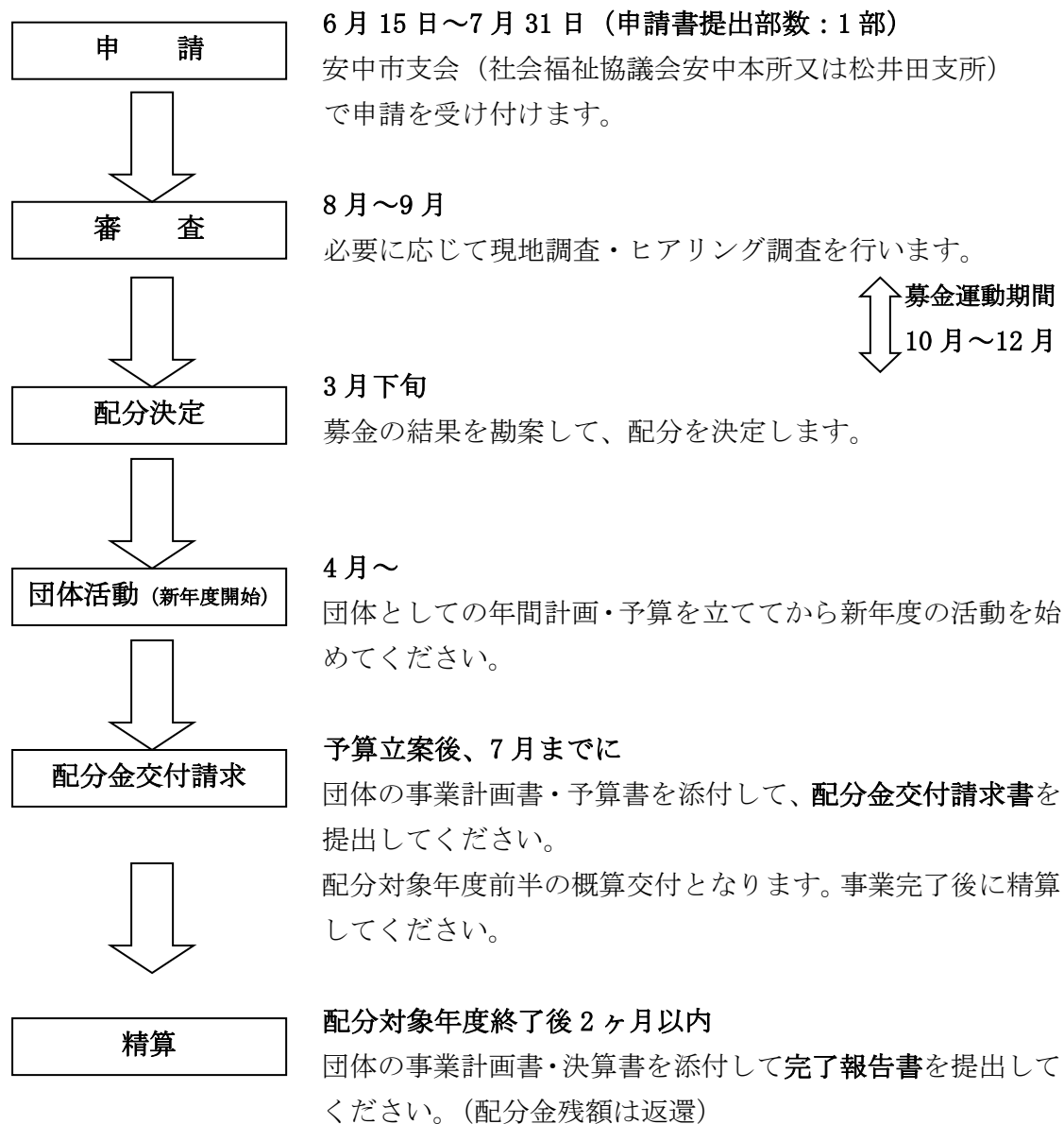
この配分を受けるにあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

### I この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、主に安中市内で活動する、福祉活動を目的とした任意団体です。

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

### II 申請から事業実施までの流れ



### Ⅲ 配分基準等

#### 1. 配分対象

福祉活動を目的として設立された任意団体（※）で、地域配分の対象とならないものの活動費（法人は配分対象外です。）

※「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

#### 2. 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費。

#### 3. 配分上限額

1 団体あたり 5 万円を上限とする。（配分額は千円単位）

#### 4. 留意事項

- ・ 同一団体につき年度連続配分は 5 年までとする。
- ・ 連続配分が途切れた場合は運営費配分を再度申請することは原則として出来ない。

### Ⅳ 配分申請書の作成方法及び提出先等

#### 1. 申請する理由の明確化

なぜ配分金が必要なのか考え、メンバーで協議してください。

配分金を受けることで、何が充実し、どのように発展するかを明確化してください。

#### 2. 配分申請書の作成

平成 30 年度共同募金（31 年度事業）配分申請書記載例を参照してください。

添付書類を用意してください。

- ・ 定款・会則の写し
- ・ 平成 29 年度の法人・団体の事業報告書・決算書
- ・ 平成 30 年度の法人・団体の事業計画書・予算書
- ・ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

#### 3. 申請方法

① 受付窓口：共同募金会安中市支会

（社会福祉協議会安中本所又は松井田支所）

② 受付期間：平成 30 年 6 月 15 日～7 月 31 日